

# ※記入後コピーを控えとしてお持ちください。

## 【転入用】確認票

以下の確認項目について各項目のチェック欄口にチェックの上、ご署名をお願いします。

確認項目	チェック記入欄
三郷市に転入予定の方で三郷市内の保育施設等をご希望される方は、原則として <b>現在お住まいの市区町村を通しての申込み</b> になります。	<input type="checkbox"/>
令和6年4月～8月申込みのうち、 令和5年1月2日以降に転入された方	「令和5年度課税(非課税)証明書」が必要です。 <input type="checkbox"/>
令和6年9月～令和7年3月申込みのうち、 令和6年1月2日以降に転入された方	「令和6年度課税(非課税)証明書」が必要です。 <input type="checkbox"/>
転入に係る書類として、以下の書類が必要になります。 ①転入に係る誓約書(必ず <b>入所希望月の前月</b> までの日付でご記入ください) ②ご住所に係る、 <b>売買契約書</b> または <b>賃貸借契約書</b> の写し	<input type="checkbox"/>
申込後、入所月の前月の末日までに転出、転入の住民票の異動手続きをしてください。 また、転入後はすこやか課窓口で入所に関する手続きが必要になり、入所月の前月の末日までに手続きをしてください。手続きが確認できない場合は <b>内定取り消し</b> になりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
【転入の予定について】該当する番号に○をしてください。 1. 月 日に転入予定です。 2. 保育施設が決定次第転入を行います。(入所決定月の前月の末日までに転入することが条件です。)	/
【選考の結果、不承諾となった場合】 お子さんの保育について該当する番号に○をしてください。 1. 父または母が家庭で保育する 2. 認可外施設等に入所する 3. 現在通所中の保育所に継続利用を希望する。 通所保育施設名( ) 4. その他( )	/
【選考の結果、不承諾となった場合】 該当する番号に○をしてください。 1. 継続して選考を希望する(当該年度末まで選考可能) 2. 申請の取下げをする(幼稚園に通う等、保育施設等の入所希望の意志がなくなった場合)	/
書類の提出後、お子さんの発育状況等を確認させていただく「 <b>問診</b> 」が必要になります。期日内までに問診が済んでいない場合、保育施設を利用することはできません。(問診の日時と場所は書類の提出が確認できた後、すこやか課から直接連絡をします。)	<input type="checkbox"/>
問診の希望日時および場所について希望する番号に○をしてください。 1. 令和5年10月29日(日)から11月3日(金) 9:00～11:00 13:30～15:30 健康福祉会館5階 2. 公立保育所 平日(月～金)13:30頃 または子育て支援ステーションほほえみ(健康福祉会館2階) 第1希望 月 日 場所【上口・丹後・高州・さくら・早稲田・彦成・子育て支援ステーションほほえみ】 第2希望 月 日 場所【上口・丹後・高州・さくら・早稲田・彦成・子育て支援ステーションほほえみ】 第3希望 月 日 場所【上口・丹後・高州・さくら・早稲田・彦成・子育て支援ステーションほほえみ】 ※私立保育園での問診はできませんのでご注意ください。 ※2を選択した場合、希望日を記載いただき、希望する保育所等に○をしてください。	/

保護者署名欄	本確認票の記載事項を確認し、同意しました。 令和 年 月 日 保護者氏名
--------	---

【書類提出後記入欄】すこやか課から連絡いたしますので、その際にご記載ください。

1	問診日程および問診場所 月 日( ) で問診を行います。
2	① 転入後すこやか課窓口で三郷市の書式に書き換えをお願いします。
	② 転入後すこやか課窓口で書類の記入をお願いします。
3	【保育施設決定しなかった場合で現在通所中の市外の保育施設を利用したい場合】 すこやか課窓口で市外の保育施設利用の手続きをお願いします。入所の可否判明後、2の手続きと一緒に手続きを行うことができます。